

別 冊

平 成 29 年 度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

監 第 28 号  
平成 30 年 8 月 22 日

大阪市長 吉村 洋文様

大阪市監査委員 貴納 順二  
同 松井 淑子  
同 広田 和美  
同 加藤 仁子

## 平成 29 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。



# 目 次

## 平成 29 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

	頁
第1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について .....	1
第2 審査の対象 .....	1
第3 審査の方法 .....	2
第4 審査の結果 .....	3
意 見 .....	3



(別 紙)

## 平成 29 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

### 第 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）等の規定に基づき、市長は、毎年度、会計管理者から前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされている。これらの規定に基づき、監査委員として、健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査のうえ、市長に対して「健全化判断比率等審査意見」を提出するものである。

### 第 2 審査の対象

審査の対象は次表各会計等の平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類である。

(健全化判断比率等の対象となる会計等)

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
地方公共団体	一般会計等	一般会計	↑	↑	↑	↑
		母子父子寡婦福祉貸付資金会計				
		心身障害者扶養共済事業会計				
		公債費会計				
	公営事業会計	駐車場事業会計	↓	↓	↓	↓
		国民健康保険事業会計				
		介護保険事業会計				
		後期高齢者医療事業会計				
		自動車運送事業会計				
	公営企業会計	高速鉄道事業会計	↓	↓	↓	↑
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		中央卸売市場事業会計				
		港営事業会計				
		下水道事業会計				
	法非適用	食肉市場事業会計	↓	↓	↓	↓
	一部事務組合・広域連合				↓	
	地方公社・第三セクター等					↓

市長から提出を受けた健全化判断比率及び資金不足比率は次表のとおりである。

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字 比 率 (注 1)	連結実質 赤字比率 (注 2)	実質公債 費 比 率 (注 3)	将来負担 比 率 (注 4)
<b>健全化判断 比 率</b>	(-) —	(-) —	(7.9) <b>5.7</b>	(95.2) <b>65.2</b>
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生 基 準	20.00	30.00	35.0	—

平成 29 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率 (注 5)
自動車運送事業会計	— (146.2)
高速鉄道事業会計	— (—)
水道事業会計	— (—)
工業用水道事業会計	— (—)
中央卸売市場事業会計	— (—)
港 営 事 業 会 計	— (—)
下水道事業会計	— (—)
食肉市場事業会計	— (—)
経 営 健 全 化 基 準	20.0

- (注 1) 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- (注 2) 連結実質赤字比率とは、一般会計等に加え、公営企業会計などを含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- (注 3) 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- (注 4) 将来負担比率とは、借入金（地方債）など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- (注 5) 資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。
- (注 6) ( ) 内は前年度比率を、実質赤字額、連結実質赤字額並びに資金不足額が発生していない場合、「—」を記載している。

### 第 3 審査の方法

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数については、平成 29 年度各会計決算審査と併行して審査した。

## 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査意見は次のとおりである。

### 意 見

健全化判断比率4指標については、いずれも早期健全化基準を下回っている。

本年2月に公表された2018年から2027年を対象とした「今後の財政収支概算（粗い試算）」では、今後本格化する投資的事業の増を織り込む一方、金利の低下に伴う公債費の減等を反映した結果、前回（平成29年2月版）と比較すると一定の改善がみられ、期間半ばに通常収支不足は一旦解消する見込みであるが、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増などにより期間終盤には再び収支が悪化する見込みとされている。

試算においては、なにわ筋線の整備や淀川左岸線（2期）事業等を織り込むが、税収や金利の動向、2025日本万国博覧会やIRなど大阪の成長戦略のための事業、その他今後想定される新規事業、国民健康保険事業会計の累積赤字等の未織込みの財務リスクなど多くの不確定要素がある。

以上のことを踏まえ、事業の選択と集中を着実に進めることなどにより、引き続き財政の健全化に向けた取組を進められたい。

資金不足比率については、全ての会計において経営健全化基準を下回っている。各会計においては、今後も資金不足が生じないように、安定した経営を維持されたい。